

**住宅用火災警報器
の設置により効果
があった事例**

住宅用火災警報器の普及とともに、「住宅用火災警報器をつけていたおかげで、火災の拡大を未然に防ぐことができた」という事例が全国で増加しています。
彦根市においても、住宅用火災警報器の設置により、火災に至らなかった事例がありましたので、紹介します。

事例1

共同住宅に住む一人暮らしの居住者が、味噌汁の入った鍋をコンロにかけたまま仕事に出かけました。
そのため、鍋が空焚きとなり、居室の住宅用火災警報器（煙式）が作動しました。
上の階の居住者が、住宅用火災警報器の警報音と白煙に気づき、119番通報しました。
発見・通報が早く、鍋のみ焼け焦げただけで火災には至りませんでした。

事例2

長屋に住む一人暮らしの高齢の居住者が、お茶を沸かすため、やかんをコンロにかけ、沸いたお茶を水筒に入れました。
その後、茶葉の残ったやかんを火の点いたままのコンロに戻したため、やかんが空焚きとなり、居室の住宅用火災警報器（煙式）が作動しました。
居住者が住宅用火災警報器の警報音に気づき、コンロの火を消しました。
発見が早く、やかんが焼け焦げただけで火災には至りませんでした。



住宅用火災警報器設置説明会を実施しています

共同購入のメリット

- ▼大量・一括購入により、少しでも安価に購入できる。
- ▼地域で購入するため、悪質訪問販売などの防止につながる。
- ▼地域でまとめて取り付けることにより、電池の交換時期の把握ができ、電池交換時も共同購入で安価に購入できる。
- ▼各家庭での機種選定・購入などの手間が省ける。



▲住宅用火災警報器設置説明会の様子

消防署では、住宅用火災警報器設置説明会を実施し、自治会による住宅用火災警報器の共同購入をお手伝いします。

説明会実施までの流れ

- ①住宅用火災警報器設置説明会申請書を、お近くの消防署へ提出してください。
※申請書は、消防署の窓口で配布しています。また、彦根市ホームページからもダウンロードできます。
- ②日程などの打合せ
- ③署員が自治会館などへ出向き、説明会（共同購入のアドバイス）を実施します。
※説明会には、パソコンとプロジェクターを使用します。電源の準備をお願いします。
- ④共同購入の実施



住宅用火災警報器はどこで取り扱っているの？

電気店、メーカー代理店、ホームセンター、セキユリテイー事業者、防災設備などの取り扱い店などで購入できます。
また、消防本部では、住宅用火災警報器を取り扱う事業者を彦根市ホームページに掲載して、市民の皆さんや共同購入を行う自治会などに、情報を提供しています。



相談窓口を開設しました！

「購入を考えているが、どうすればいいかわからない」「設置個数や設置場所が、よくわからない」などでお困りでしたら、右記相談窓口で、お気軽にご相談ください。

消防本部予防課	西今町 415	☎ 22-0332
消防署 本署	西今町 415	☎ 22-6119
南分署	稲里町 320	☎ 43-5670
北分署	古沢町 503-1	☎ 23-0119
犬上分署	犬上郡甲良町横関	689-1 ☎ 38-3130



悪質訪問販売にご注意ください！

消防署が、住宅用火災警報器を販売することはありません！

住宅用火災警報器は、家電販売店やホームセンター、防災設備取り扱い店などで購入でき、自分で取り付けることができます。
不適正な価格や強引な販売など、悪質な訪問販売に注意しましょう。

事例

「一般家庭に、住宅用火災警報器を設置する義務があります。ほかのお宅はすでに設置しました。」と言って、家に入り込み、機器を設置しました。
代金として2万円を支払ったところ、「領収書を持ってきます。」と言ったきり戻ってきませんでした。（その機器の市場価格は数千円でした）

※住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリングオフ制度の対象です。契約日を含む8日間以内は、無条件で契約の解除ができます。
困った場合は、お近くの消費生活センターなどに相談しましょう。

相談先

消費生活センター（元町4-1 湖東合同庁舎内） ☎ 23-0999番
消費生活相談窓口（南生活環境課内） ☎ 22-1411番（内線173番）

